

大津市まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、及び推進するに当たり、住民、関係団体、民間事業者等から広く意見を聴取するため、大津市まち・ひと・しごと創生懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項について、意見を聴取する。

- (1) 大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の案に関する事。
- (2) 大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況及び総合的な検証結果に関する事。
- (3) その他大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関し必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者15人以内で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組に関連する分野の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、次条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）が招集する。

- 2 会議は、あらかじめ庶務担当課長が構成員のうちから指名した座長が進行するものとする。
- 3 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会議は、原則として公開するものとし、公開に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、庶務担当課長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。